○男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等

調查委員会設置要綱

平成30年9月26日 要綱第7号

改正 令和 3 年10月 1 日 訓 令第 8 号 令和 4 年 5 月 30 日 消本訓令第 14号

(設置)

第1条 消防長は、ハラスメント等の通報について調査が必要となった場合、 その事案ごとに男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等調査委員会(以下 「委員会」という。)を消防本部総務課に置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント 等(消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。)の 事案に関する事実関係の調査
 - (2) 消防長への前項に掲げる調査結果の報告
 - (3) 窓口との連絡調整
 - (4) その他ハラスメント等の事案の調査に関する活動

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 2 委員長は、消防長が任命する。
- 3 委員は、管理職職員から委員長が必要とする人数を任命する。
- 4 委員の任期は、当該調査事案に関する報告が終了するまでとする。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び全委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員 長の決するところによる。
- 4 特に必要である場合、委員長は識見を有する第三者に議事に関する助言を 求めることができる。

(調査)

- **第5条** 委員会は、ハラスメント等に関する事実関係の調査を行うため、関係 者への聴取を行うことができる。
- 2 委員長は、委員に前項の調査を行わせるとともに、その結果の報告を求めることができる。
- 3 調査にあたっては、事実関係を別記様式に記録すること。

(報告)

第6条 委員会は、通報案件ごとに事実関係を調査した上で、その結果を取りまとめ、消防長に報告する。

(委員等の義務)

- **第7条** 委員長及び委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員長及び委員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

調査報告書

	ハ	ラスメント担当者(1)	ハラスメント担当者 (2)						
所属	• 職名		所属・職名						
氏	名		氏 名						
調査対象者		 (所属・職名)							
		(氏名)							
	日時		 時	分~	 時	 分			
日時	方法	□ 電話 □ メール □ 面談							
等	場所								
		<u> </u> 区分 □ パワハラ □ セク	ハラ 🗆	その他()				
	いつ、どこで、何が行われていた(る)のか。(問題とされる言動や経緯を詳細に聞き取り記入)								
⇒m.									
調査									
内									
容	誰が関与していた(る)のか。(被害者、目撃者、証人等)								
	なぜ、そのような行為を行ったのか。その行為について、自身ではどのように考えているか。(ハラスメントとし								
	て認識しているか。)								